4　第三十九条の百十四第三項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、同条第三項中「外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同項第一号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「連結法人」と、「いい、当該発行法人と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零とする」とあるのは「いう」と、同項第二号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「連結法人等」とあるのは「一の連結法人」と読み替えるものとする。

5　法第六十八条の九十第八項第一号に規定する純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した残額から、剰余金その他の財務省令で定めるものの額を控除した残額とする。

6　法第六十八条の九十第八項第一号に規定する総資産の額として政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（保険業を行う部分対象外国関係会社にあつては、財務省令で定めるものの額を含む。）とする。

7　法第六十八条の九十第八項第一号に規定する本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額の二倍に相当する金額とする。

8　法第六十八条の九十第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む同号の一の連結法人の連結事業年度（以下この項において「親会社等連結事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

一　親会社等連結事業年度の決算に基づく所得の金額

二　親会社等連結事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した残額

9　法第六十八条の九十第九項第二号に規定する政令で定めるところにより調整を加えた金額は、部分対象外国関係会社の各事業年度の同条第八項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）から当該部分対象外国関係会社の当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度（平成三十年四月一日前に開始した事業年度、部分対象外国関係会社（法第四十条の四第八項各号列記以外の部分又は第六十六条の六第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社を含む。）に該当しなかつた事業年度及び法第六十八条の九十第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度（法第四十条の四第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度及び法第六十六条の六第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度を含む。）を除く。）において生じた金融子会社等部分適用対象損失額（法第六十八条の九十第八項第四号に掲げる金額が零を下回る場合のその下回る額をいい、この項又は第三十九条の十七の四第九項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額に相当する金額を控除した残額とする。

（部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に係る適用除外）

第三十九条の百十七の四　法第六十八条の九十第十項第三号に規定する政令で定める金額は、同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額（各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の百十五第一項第二号に規定する法人所得税（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）の額を含む。）とする。

第三十九条の百十八の見出し中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同条第一項中「同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）を「外国関係会社（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）に、「第六十八条の九十第二項第二号」を「第六十八条の九十第二項第四号」に、「第五項まで」を「この条」に、「次項」を「第十五項」に改め、同条第二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「第六十八条の九十第四項」を「第六十八条の九十第六項」に、「。次条」を「。以下この項、第十六項及び次条」に、「第五項まで」を「この条」に改め、「割合」の下に「（当該調整適用対象金額が当該個別部分課税対象金額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に係る部分適用対象金額のうちに当該個別部分課税対象金額の占める割合）」を加え、同条第十二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「第四項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第四項各号」を「第六項各号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「同条第四項」を「同条第六項若しくは第八項」に改め、同項ただし書中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項又は前項」を「第八項又は前項」に、「における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」及び「における特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「特定外国子会社等の所得」を「外国関係会社の所得」に、「第三十九条の百十八第六項又は第七項（特定外国子会社等」を「第三十九条の百十八第八項又は第九項（外国関係会社」に、「の減額」を「の計算等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「又は当該金融子会社等部分課税対象年度」を「、当該」に、「につき法第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「につき同条第一項又は第四項」を「又は当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同条第一項、第六項又は第八項」に、「又は当該金融子会社等部分課税対象年度の同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額につき同条第一項、第六項又は第八項」に、「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に改め、同条第六項とし、同条第三項中「特定外国子会社等につきその課税対象年度、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」を「外国関係会社」に、「又は前項に」を「から第三項までに」に改め、同項第一号中「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「第五項又は第三十九条の十八第五項」を「第七項又は第三十九条の十八第七項」に、「又は前項」を「から第三項まで」に改め、同項第二号中「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「又は前項」を「から第三項まで」に改め、同項第三号中「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。